

！ ご注意ください

- 厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません
- 不審な電話があったときは、警察署（#9110）または消費生活センターにお問い合わせください

書類は必ず
郵送でお届けします



窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる人について窓口負担割合の引き上げに伴い、1カ月の外来医療の負担増加額を3千円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

配慮措置が適用される場合の計算方法

（例）1カ月の医療費全体額が5万円の場合

窓口負担割合1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合2割の時 ②	10,000円
負担増 ③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し ③－④	2,000円



1カ月5,000円の負担増を
3,000円に抑制するため
差額を払い戻します

2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人へ

2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、順次申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

【問い合わせ】 ○町民課保険医療係 ○北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 窓口負担割合の見直しに伴う保険証（被保険者証）一斉更新について ～

保険証が新しくなります

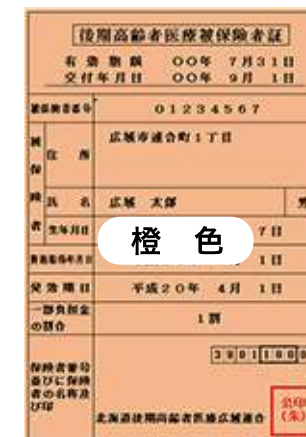
現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。

9月下旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の人も、保険証が新しくなります。

- 有効期限は、令和5年7月31日までです
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課保険医療係まで申し出てください

新しい被保険者証



今回郵送するのは、保険証のみです。

7月に郵送または申請にて交付されている減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）は有効期限が令和5年7月31日までのため、今回は郵送されません。

一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

窓口負担割合が2割となる人は、以下の項目に全て該当する人です

- ▶ 住民税課税世帯で、3割負担（現役並み所得者）ではない
- ▶ 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- ▶ 年金収入＋その他の合計所得金額が
 - ① 被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
 - ② 被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

